



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	景観緑三法による建築物緑化制度及び関連法制度に関する研究〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	御手洗, 潤
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(工学)
Dissertation Number	乙第6887号
Issue Date	2013-06-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/53203
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Jun_Mitarai_review.pdf, 「審査の要旨」



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博士(工学)	氏名	御手洗 潤
審査担当者	主査教授	越澤 明	
	副査教授	田村 亨	
	副査教授	吉田 恭	(政策研究大学院大学)

学位論文題名

景観緑三法による建築物緑化制度及び関連法制度に関する研究

(Legal systems aimed at greening buildings under the Three Laws on Landscape and Greenery and other relevant regulatory systems in urban areas)

都市の景観と緑への関心の高まりと多くの自治体による条例の制定を踏まえ、2004年、景観と緑に関する法制度の強化・充実のため、「景観緑三法」が制定された。景観緑三法の制定とは、景観法、都市保全緑地法、屋外広告物法等の制定と改正が一体で行われたことを指す。

景観、緑、屋外広告物に関する法制度の運用と効果に関する都市政策・都市計画の分野の研究は、景観、緑地の保全及び公共施設の緑化に関しては一定の蓄積があるが、民有地・建築物の緑化に関しては蓄積が少ない。また、独自条例を運用していた自治体が国の法制度の制定後に運用を変化させた実態の把握とその研究の蓄積もまだ、ほとんどなされていない。

景観緑三法は、広い意味では建築・都市関係法制度の一翼を担っており、また、実際の建築活動や開発計画にも影響を与えている。本研究は、国の政策の背景と制度の検証という政策科学の分野と実際の建築活動・都市開発を調査対象とした運用実態に関する実務的工学分野との境界領域を扱う先駆的な研究である。

本研究では、景観緑三法の政策的意味について、国土交通省における法案作成当事者の一人としての実務経験及び当該経験を基礎とした自治体へのヒアリングを踏まえた考察を行っている。さらに、景観緑三法の中では既存研究が少ない都市緑地保全法と屋外広告物法の改正の背景と内容について分析を行っている。景観緑三法の制定前は、民有緑地の保全に対しては規制的手法が用いられる一方、民有地の緑化に対して規制的手法はあまり用いられなかった。しかし、近年、民間建築物の建築主等に対して緑化義務を課する法制度(建築物緑化制度)の導入が増加している。この建築物緑化制度には、緑化地域制度等の法律に基づく制度と自治体の条例に基づく制度が含まれるが、その両方の各制度を比較分析するとともに、景観緑三法の制定後の自治体の緑化政策と条例の変化の調査・分析、費用便益分析、運用実態の調査・分析等を行っている。そして、政策科学と工学の境界領域の研究という特徴を踏まえて、建築物緑化制度に対し社会的に期待される運用と今後の実現

性のある制度改善の方向性を考察している。

本研究が明らかにした内容を詳しく述べると以下のとおりである。

第一に、都市緑地保全法等の改正については、法制度上の名称、計画、手段として緑地保全と緑化が対等の扱いになるなど緑地保全と緑化政策が進展し、また自治体が建築主等に緑化を強制できる制度の導入が進む等の効果が生じた。緑化地域制度については、緑化率の最低限度の上限や緑化施設の質のコントロール等の課題が生じている。屋外広告物法の改正については、自治体に法的な権限を付与しのぼり旗等簡易除却をできる対象が拡大されるなど、自治体にとって長年の懸案であった制度的課題が解決される効果が生まれた。

第二に、建築物緑化制度について、緑化に先進的な自治体は独自に制度を深化させていること、近年では景観緑三法に基づく三制度と建築行為対象型(非権力的手法型)の条例に基づく建築物緑化制度が導入の主な方向であること、緑化義務の基準と確保される緑量については各自治体ではかなり差異が大きいこと等が判明した。さらに、自治体における建築物緑化制度の望ましい適用方法を考察し、自治体の条例に基づく非権力的手法型の緑化制度と景観緑三法に基づく三制度を重複適用することが適切であるとの結論を得た。

第三に、建築物緑化制度を導入している自治体の中から、大阪府の条例制度を選択し、消費者余剰アプローチによる費用便益分析モデルの構築、数値の推計及び社会的純便益の算出を行うとともに、社会的外部費用原単位の評価の改善の必要性等の費用便益分析の実用化に向けた課題を考察した。また、この結果、今後の自治体における同制度の導入、改善に際しての有用性が認められた。

第四に、緑化地域制度を既に導入した全国の三自治体においてその運用実態を調査し、その結果、全国適用を前提として法制度化された緑化地域制度について、緑化規制の充実強化等のため、自治体が条例に基づく建築物緑化制度を重ねて運用しているが、その対象範囲や制度の運用の仕方は自治体により、かなり異なっていることが明らかとなった。また、緑化地域制度については、法定緑化率の最低限度の上限を廃して自治体が決定すること、緑化施設の計画変更の手続を明確化することなど制度改善の方向性を考察した。

これを要するに、本論文は我が国の建築・都市行政の運用実態を踏まえた景観緑三法、緑化地域制度及び建築物緑化制度に関する先駆的な研究であり、我が国の建築都市行政にとって有用性が大であり、都市政策学、都市計画学、建築都市学の発展に貢献するところ大なるものがある。よって著者は、北海道大学博士(工学)の学位を授与される資格があると認める。